

大阪市教育委員会規則第 3 号

学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関に関する規則（昭和 32 年大阪市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第 2（第 4 条関係） [表 別紙 2 挿入]	別表第 2（第 4 条関係） [表 別紙 1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第2 別紙1]

教育機関名	名称	人員
[同左]		
総合教育センター	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	大学連携企画担当課長	[同左]
	[同左]	[同左]

[別表第2 別紙2]

教育機関名	名称	人員
[略]		
総合教育センター	[略]	[略]
	[略]	[略]
	産官学連携担当課長	[略]
	[略]	[略]